

加盟店規約（外部加盟店用）新旧比較表	
改定前	改定後
第1条 定義 1. 定義 (15)「無償ポイント」とは、弊社その他弊社が提携する者がユーザーに無償で付与するものであって、商品等の代金の支払い等の際し、本規約等に基づき、1 無償ポイント＝1 円として 値引きを受ける ことのできるものをいいます。	第1条 定義 1. 定義 (15)「無償ポイント」とは、弊社その他弊社が提携する者がユーザーに無償で付与するものであって、商品等の代金の支払い等の際し、本規約等に基づき、1無償ポイントは1円として、 商品の代金の支払い等 に利用することのできるものをいいます。
第1条 定義 1. 定義 (16)「無償ポイント事業」とは、無償ポイントを、弊社及びメルカリグループの営業促進のために活用 し、かつ、その償還に関する収益を目指す 事業をいいます。	第1条 定義 1. 定義 (16)「無償ポイント事業」とは、無償ポイントを、弊社及びメルカリグループの営業促進のために活用 する 事業をいいます。
第5条 無償ポイントの取扱い 4.加盟店による協力・支払い 加盟店は、無償ポイントの本加盟店規約に従った受入れにより、 無償ポイント事業に協力しこれを可能ならしめるため 、無償ポイントを利用した商品等の販売又は提供取引を行うものとし、弊社は、 加盟店による当該協力の対価として、加盟店から無償ポイントを回収し 、本加盟店規約に定めるところにより、加盟店に対して利用された無償ポイントに相当する金銭を支払うものとします。	第5条 無償ポイントの取扱い 4.加盟店による協力・支払い 加盟店は、無償ポイントの本加盟店規約に従った受入れにより、無償ポイントを利用した商品等の販売又は提供取引を行うものとし、弊社は、本加盟店規約に定めるところにより、加盟店に対して利用された無償ポイントに相当する金銭を支払うものとします
第5条 無償ポイントの取扱い 5.無償ポイントを利用した取引 加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定める条件に従い、無償ポイントを利用する旨の意思表示を行い、弊社がこれを承認した場合には、 ユーザーに対して、1 無償ポイントにつき 1 円を減額した金額にて商品等を販売又は提供するものとします。	第5条 無償ポイントの取扱い 5.無償ポイントを利用した取引 加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定める条件に従い、無償ポイントを利用する旨の意思表示を行い、弊社がこれを承認した場合には、 当該支払金額（以下「取引金額」といいます。）につき本規約等に従って適正に当該無償ポイントを利用させるものとし、この場合、次条第2項及び第3項(2)号の規定を準用するものとします。
第5条 無償ポイントの取扱い 6.無償ポイント相当分の加盟店への支払い 弊社は、無償ポイントを利用した取引について、加盟店に対して、1 無償ポイントにつき 1 円の金銭を支払うものとします。 なお、弊社が加盟店に支払う無償ポイント相当分の金銭には適用のある消費税額が含まれているものとします。	第5条 無償ポイントの取扱い 6.無償ポイント相当分の加盟店への支払い 弊社は、無償ポイントを利用した取引について、加盟店に対して、1無償ポイントにつき 1 円の金銭を支払うものとします。
第6条 有償ポイント及びメルペイ残高の取扱い 1. 有償ポイント及びメルペイ残高の利用 加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定めるところにより、取引代金の全部又は一部の支払いに有償ポイント又はメルペイ残高を利用する旨の意思表示を行い、弊社がこれを承認した場合には、 当該支払金額（以下「取引金額」といいます。） につき本規約等に従って適正に当該有償ポイント又はメルペイ残高を利用させるものとします。但し、メルペイ残高による 1 回の取引金額の上限は 100 万円（税込）（ユーザーと加盟店における取引の内容等により、1 回の取引金額の上限が 100 万円（税込）以下に制限される場合もあります。）とします。	第6条 有償ポイント及びメルペイ残高の取扱い 1. 有償ポイント及びメルペイ残高の利用 加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定めるところにより、取引代金の全部又は一部の支払いに有償ポイント又はメルペイ残高を利用する旨の意思表示を行い、弊社がこれを承認した場合には、 取引金額 につき本規約等に従って適正に当該有償ポイント又はメルペイ残高を利用させるものとします。但し、メルペイ残高による1回の取引金額の上限は100万円（税込）（ユーザーと加盟店における取引の内容等により、1 回の取引金額の上限が100万円（税込）以下に制限される場合もあります。）とします。
第10条 代金の一部についてのメルペイ残高、ポイント又は立替払いサービスの利用 1. 取引代金の一部にのみメルペイ残高、有償ポイント又は立替払いサービスが利用される場合 加盟店は、取引代金の一部に限りメルペイ残高、 有償ポイント 又は立替払いサービスを利用させ、その残額につき、別途弊社と加盟店が合意した決済手段のうち、メルペイ利用規約に基づきユーザーが選択したものにより、支払いを受けることができるものとします。	第10条 代金の一部についてのメルペイ残高、ポイント又は立替払いサービスの利用 1. 加盟店は、取引代金の一部に限りメルペイ残高、 ポイント 又は立替払いサービスを利用させ、その残額につき、別途弊社と加盟店が合意した決済手段のうち、メルペイ利用規約に基づきユーザーが選択したものにより、支払いを受けることができるものとします。
第10条 代金の一部についてのメルペイ残高、ポイント又は立替払いサービスの利用 2. 取引代金の一部にのみ無償ポイントが利用される場合 加盟店は、取引代金の一部にのみ 無償ポイント が利用される場合、 無償ポイントの利用 による値引き後の取引代金につき、別途弊社と加盟店が合意した決済手段のうち、メルペイ利用規約に基づきユーザーが選択したものにより、支払いを受けることができるものとします。	第10条 代金の一部についてのメルペイ残高、ポイント又は立替払いサービスの利用 2. 取引代金の一部にのみ無償ポイントが利用される場合 (削除)
第12条 加盟店手数料 1. 加盟店手数料の支払い 加盟店は、弊社に対し、加盟店手数料及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。加盟店手数料は、取引代金（ 本項においては、無償ポイントが利用される場合であっても、無償ポイントの利用による値引き 前の金額とします。また、取引代金の一部にのみ本サービスが利用された場合は、本サービスの利用に係る部分とします。）に 2.6%を乗じた金額とします。但し、弊社及び加盟店において別途合意した場合は、これに従うものとします。（オンラインの API を使用して弊社に接続する加盟店につきましては、弊社と別途合意した手数料率が適用されます。）なお、加盟店手数料及びこれに係る消費税相当額のいずれも、円未満の端数が発生した場合は、取引ごとに四捨五入して計算するものとします。	第12条 加盟店手数料 1. 加盟店手数料の支払い 加盟店は、弊社に対し、加盟店手数料及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。加盟店手数料は、取引代金（ 利用されたポイント相当額及びメルペイ残高を考慮する 前の金額とします。また、取引代金の一部にのみ本サービスが利用された場合は、本サービスの利用に係る部分とします。）に2.6%を乗じた金額とします。但し、弊社及び加盟店において別途合意した場合は、これに従うものとします。（オンラインのAPIを使用して弊社に接続する加盟店につきましては、弊社と別途合意した手数料率が適用されます。）なお、加盟店手数料及びこれに係る消費税相当額のいずれも、円未満の端数が発生した場合は、取引ごとに四捨五入して計算するものとします。